

審議会における下水道使用料の答申経過

審議年度	平均改定率	改定適用 年 月 日	一般家庭使用料 (1ヵ月20m ³ 使用時)		備 考
			使用料(税抜)	改定率	
昭和56年度	55.01%引上げ	S57. 4. 1	1,220円	57.42%	
昭和61年度	12.00%引上げ	S62.4. 1	1,364円	11.80%	
平成2年度	10.83%引上げ	H3. 4. 1	1,566円	14.81%	以降3年毎に料金を見直すこととした。
平成5年度	22.80%引上げ	H6. 6. 1	1,935円	23.56%	
平成8年度	15.92%引上げ	H 9. 4. 1	2,330円	20.41%	
平成11年度	13.88%引上げ	H12. 6. 1	2,730円	17.17%	
平成14年度	7.92%引上げ	H15. 6. 1	2,943円	7.80%	
平成17年度	8.00%引上げ	H18. 6. 1	3,213円	9.17%	
平成20年度	据え置き	—	3,213円	—	
平成23年度	据え置き	—	3,213円	—	
平成26年度	据え置き	—	3,213円	—	以降4年毎に料金を見直すこととした。
平成30年度	据え置き	—	3,213円	—	
令和4年度	据え置き	—	3,213円	—	

・消費税改正の推移

平成元年 4月 1日	3%
平成 9年 4月 1日	5%
平成26年 4月 1日	8%
令和元年10月 1日	10%

過去 10 年の答申経過(抜粋)

諮問日	答申日	答 申 内 容
H26. 10. 24	H27. 1. 24 6 回 開 催	1 下水道使用料について (1) 使用料算定期間は、現行の水道料金の算定期間を勘案し、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とする。 (2) 下水道使用料は、据え置きとする。 2 附帯意見 (1) 下水道事業は建設から維持管理の時代へ移行していくことから、維持管理及び施設の更新に係るコスト縮減を進め、適正かつ健全な経営の継続に努めること。 (2) 下水道未接続者に対しては、水洗化工事費用に対する支援制度を周知するとともに、未水洗の理由など実情を十分把握した上で下水道への接続を促し、使用料収入の確保を図ること。 (3) 今後、施設の老朽化が進むことから、将来の施設更新費用に備えた積立てについて検討すること。 (4) 使用者間の負担の公平性の観点から、累進使用料体系の在り方について引き続き 検討すること。
H30. 8. 2	H31. 1. 15 8 回 開 催	1 下水道使用料について (1) 使用料算定期間は、平成 31 年度から平成 34 年度(2022 年度)までの 4 年間とする。 (2) 下水道使用料は、据え置きとする。 2 附帯意見 (1) 長野市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。 (2) 汚水処理施設・設備及び管路の将来の改築に備え、資金の積立について検討すること。 (3) 人口減少による汚水量の減少を見据え、基本使用料の構成割合及び基本水量制の 在り方について検討すること。
R4. 7. 29	R 4. 12. 16 6 回 開 催	1 下水道使用料等について (1) 使用料算定期間は、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間とする。 (2) 下水道使用料等は、据置きとする。 2 附帯意見 (1) 長野市下水道ストックマネジメント計画に基づき、一層の経費削減と経営の効 率化を図ることで、適正かつ健全な経営の継続に努めるとともに、経費回収率 100 パーセント以上を維持できるよう下水道使用料等の見直しについても検討すること。 (2) 将来の塩化ビニル管の改築・更新事業は、今後の経営に大きく影響を及ぼす可能性のあることから、引き続き塩化ビニル管の劣化状況の把握に努めること。 (3) 基本水量制及び累進使用料体系の在り方については、下水道使用料等の見直しに 合わせて引き続き検討すること。